

週休2日に関する積算が改定されています。

国土交通省では公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革、I-Constructionの更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえた土木工事の積算基準等の改訂を行っています。

働き方改革に取り組む環境整備としての週休2日に係る改訂内容と留意点は以下のとおりです。

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直しています。
- 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い予定価格を算出をします。

※ なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は請負金額の変更を行います。
(次ページの「参考」参照)

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05



(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

【発注者指定】

○労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に下記補正係数を乗じた費用を計上している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、工事契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更する。

【4週8休以上:補正係数】

労務費:1.05、機械経費:1.04、共通仮設費:1.04、現場管理費1.06

【受注者希望】

○労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。

ただし、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。補正係数については下記のとおりとする。

【4週8休以上:補正係数】

労務費:1.05、機械経費(賃料):1.04、共通仮設費率:1.04、現場管理費率:1.06

【4週7休以上 4週8休未満:補正係数】

労務費:1.03、機械経費(賃料):1.03、共通仮設費率:1.03、現場管理費率:1.04

【4週6休以上 4週7休未満:補正係数】

労務費:1.01、機械経費(賃料):1.01、共通仮設費率:1.02、現場管理費率:1.03